

第176回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年3月27日（水曜日）
午前10時

開催場所 静岡市葵区黒金町56番地
ホテルアソシア静岡
3階「駿府の間」

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

静岡ガス株式会社

証券コード：9543

くらしを考え、明日をつくる。

SHIZUGAS

静岡ガス

議決権行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時30分まで

ご出席の株主さまへの「お土産」のご用意は
ございません。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも招集ご
通知をご覧いただけます。



証券コード 9543
2024年3月4日
(電子提供措置の開始日 2024年2月27日)

株主各位

静岡市駿河区八幡一丁目5番38号
静岡ガス株式会社
代表取締役 岸田 裕之

第176回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第176回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第176回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ir.shizuokagas.co.jp/ja/ir/Stock/StockholderMtg.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/9543> (2024年3月4日掲載予定)



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月26日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2024年3月27日（水曜日）午前10時
- 2. 場 所** ホテルアソシア静岡3階「駿府の間」
静岡市葵区黒金町56番地
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項**
- 報告事項**
- 第176期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第176期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第19条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

2024年3月27日（水曜日）
午前10時

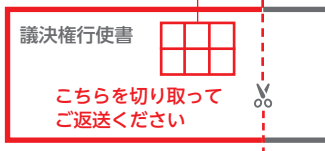
株主総会にご出席いただけない方



書面（郵送）によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議案に対する賛否をご記入ください



行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内にしたがい、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2024年3月26日（火曜日）
午後5時30分入力分まで

議決権行使書用紙のご記入のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 冊

静岡ガス株式会社 印中

株主総会日
○年○月○日

年月日

(ご注) ○○○○

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (特別決議)	第4号議案
賛成	○	○	○	○
否	○	○	○	○

切取り線

お願い

1. ○○○○

2. ○○○○

3. ○○○○

4. ○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

印刷見本

静岡ガス株式会社

ご確認ください

ここに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4号議案

- 賛成の場合……「賛」の欄に○印
- 否認する場合……「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合……「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合……「否」の欄に○印
- 一部の候補者を……「賛」の欄に○印
否認する場合
候補者の番号を
ご記入ください。

スマート行使に必要なQRコードが記載されています。この裏面には、インターネット等による議決権行使に必要な「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

※議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使期限 >>> 2024年3月26日(火曜日) 午後5時30分までにご入力ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

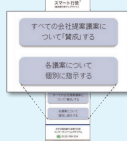
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

システム等に関する
お問い合わせ

みずほ 信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524**

ご利用時間 午前9時～午後9時

(ご注意)

- パスワードは、ご行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

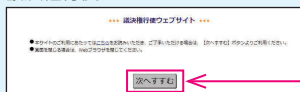
機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

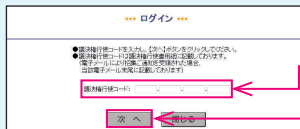
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

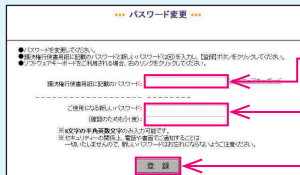
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しい
パスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、安定的な配当の継続を基本に、財政状況および業績などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15.0円

総額 1,112,692,005円

(2) 配当が効力を生じる日

2024年3月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 9,700,000,000円

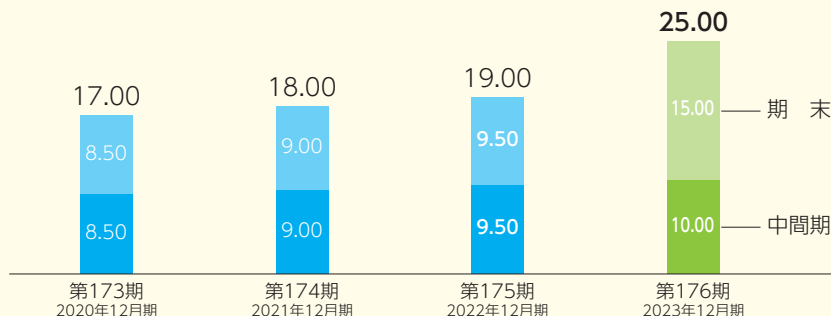
(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 9,700,000,000円

<ご参考>

1株当たり
配当金の推移

(単位：円)



定款一部変更の件

1. 提案の理由

近年、当社グループが事業領域の拡大を進める中、事業環境は大きくかつ激しく変化しております。

このような状況下、企業価値向上を実現する経営の監督のためには、取締役会において、より迅速な意思決定や実効性ある議論などを行っていく必要があることから、今般、取締役の員数を11名以内から7名以内に減少させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。

第3号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(9名)が、任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	候補者属性
1	岸 田 裕 之 きし だ ひろ ゆき	代表取締役 取締役会長 (CEO)	再任
2	松 本 尚 武 まつ もと よし たけ	社長執行役員 (COO) 経営戦略本部長	新任
3	戸野谷 宏 との や ひろし	代表取締役 特別顧問	再任
4	中 西 勝 則 なか にし かつ のり	取締役	再任 社外 独立
5	加 藤 百合子 か とう ゆり こ	取締役	再任 社外 独立
6	平 野 肇 ひら の はじめ	取締役	再任 社外 独立
7	丸 野 孝 一 まる の こう いち	取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員候補者

候補者番号

1

岸田 裕之 (1958年12月12日生)

再任

所有する当社の株式数

26,141 株

取締役在任年数

10年

取締役会への出席状況

8/8回 (100%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

1981年 4月	当社入社	2015年 4月	当社取締役 常務執行役員
2012年 4月	当社執行役員 企画部長		くらし事業部長
2013年 3月	南富士パイプライン(株) 代表取締役 取締役社長	2016年 1月	当社取締役 専務執行役員
2014年 1月	当社常務執行役員 企画・原料・総合エネルギー 事業推進部門統括		くらし事業本部長
2014年 3月	当社取締役 常務執行役員 企画・原料・総合エネルギー 事業推進部門統括	2018年 1月	当社代表取締役 社長執行役員
			くらし事業本部長
		2019年 1月	当社代表取締役 社長執行役員
		2024年 1月	当社代表取締役 取締役会長 (CEO) 現在に至る

● 取締役候補者とした理由等

主に企画関連業務に従事し、2018年1月から2023年12月までの6年間社長執行役員、2024年1月から取締役会長として取締役会議長を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

松本 尚武 (1971年2月24日生)

新任

所有する当社の株式数

13,585 株

取締役在任年数

一年

取締役会への出席状況

一/一回 (一%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

1993年 4月	当社入社	2022年 1月	当社執行役員 経営戦略本部長 兼 経営企画部長
2019年 1月	当社くらし事業本部 マーケット開発部長		南富士パイプライン株式会社 代表取締役 取締役社長
2020年 1月	当社エネルギー戦略部長 静岡ガス&パワー株式会社 代表取締役 取締役社長	2023年 1月	当社常務執行役員 経営戦略本部長
2021年 1月	当社執行役員 グローバル・エ ネルギー本部副本部長 兼 電力・環境事業部長	2023年 2月	当社常務執行役員 経営戦略本部長
		2024年 1月	当社社長執行役員 (COO) 兼 経営戦略本部長 現在に至る

● 取締役候補者とした理由等

主に営業、企画関連業務に従事し、現在は社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

と の や ひろし
戸野谷 宏

(1953年8月11日生)

再任

所有する当社の株式数

79,741 株

取締役在任年数

23年

取締役会への出席状況

8/8回 (100%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

1976年 4月	当社入社	2010年 4月	当社取締役 専務執行役員
1997年 4月	当社総務グループリーダー	2011年 1月	当社代表取締役 取締役社長
2001年 3月	当社取締役	2018年 1月	当社代表取締役 取締役会長
2007年 1月	当社取締役 常務執行役員 企画部長	2024年 1月	当社代表取締役 特別顧問 現在に至る

● 取締役候補者とした理由等

主に総務、人事関連業務に従事し、2011年1月から2017年12月までの7年間取締役社長、2018年1月から2023年12月までの6年間取締役会長として取締役会議長を務め、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

なか にし かつ のり
中西 勝 則

(1953年6月15日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

7年

取締役会への出席状況

7/8回 (88%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

1976年 4月	(株)静岡銀行入行	2017年 3月	当社社外取締役 現在に至る
1999年 4月	同行理事 人事部長	2017年 6月	(株)静岡銀行代表取締役 取締役 会長
1999年 6月	同行理事 経営管理部長	2022年 10月	(株)静岡銀行取締役会長 (株)しずおかフィナンシャルグル ープ代表取締役 取締役会長 現在に至る
2001年 6月	同行取締役 執行役員 経営企画部長		
2003年 6月	同行取締役 常務執行役員		
2005年 4月	同行取締役 常務執行役員 企画・管理担当 経営統括副本部長		
2005年 6月	同行代表取締役 取締役頭取		

● 重要な兼職の状況

(株)しずおかフィナンシャルグループ
代表取締役 取締役会長

静岡鉄道(株) 社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識により、現在も社外取締役として、経営全般に適切な助言をいただいております。同氏には、引き続き企業の海外展開支援などにより培われた国際感覚や経験を活かし、当社の海外展開を含めた経営全般に適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出ております。

所有する当社の株式数
— 株

取締役在任年数
6年

取締役会への出席状況
8/8回 (100%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

2000年 4月	キヤノン(株)入社	2017年 3月	やさいバス(株) 代表取締役 現在に至る
2001年 4月	(株)三共製作所入社	2018年 3月	当社社外取締役 現在に至る
2009年 10月	(株)エムスクエア・ラボ 代表取締役 現在に至る	2018年 7月	グローバルデザインスクール(株) 代表取締役
2012年 10月	C S N 地方創生ネットワーク(株) 取締役	2020年 6月	スズキ(株) 社外取締役
2013年 6月	トクラス(株) 社外取締役	2022年 11月	(株)良品計画 社外取締役 現在に至る

● 重要な兼職の状況

(株)エムスクエア・ラボ 代表取締役
やさいバス(株) 代表取締役

(株)良品計画 社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

農業支援ビジネスの経営者として培われた豊富な経験と高い見識により、現在も社外取締役として経営全般に適切な助言をいただいております。同氏には、引き続き新規ビジネスの起業により培われた経験を活かし、当社のくらしサービス事業、新規事業展開を含めた経営全般に助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出ております。

所有する当社の株式数
— 株

取締役在任年数
5年

取締役会への出席状況
8/8回 (100%)

● 略歴並びに当社における地位および担当

1979年 4月	三菱商事(株)入社	2016年 4月	同社エネルギー事業グループ CEO
2010年 4月	同社執行役員 石油事業本部長	2018年 4月	同社顧問
2013年 4月	同社執行役員 天然ガス事業本部 副本部長	2019年 3月	当社社外取締役 現在に至る
2014年 4月	同社常務執行役員 天然ガス事業本部長	2019年 6月	三菱商事(株)常勤監査役
2015年 4月	同社エネルギー事業グループ COO (石油・ガス探鉱開発事業、 天然ガス事業関係) 兼 天然ガス事業本部長	2023年 6月	同社顧問 現在に至る

● 重要な兼職の状況

三菱商事(株) 顧問

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手商社の業務執行責任者および監査役として培われた豊富な経験と、エネルギー事業に精通した高い見識により、現在も社外取締役として経営全般に適切な助言をいただいております。同氏には、引き続き当社の原料調達や海外事業展開を含めた経営全般に適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出ております。

候補者番号

7

まる の こう いち
丸野 孝一

(1956年7月29日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数
— 株

取締役在任年数
1年

取締役会への出席状況
8/8回 (100%)

●略歴並びに当社における地位および担当

1980年 4月	第一生命保険(相)入社	2016年 4月	第一生命保険(株)専務執行役員
2008年 4月	同社執行役員 アンダーライティング 本部長 兼 契約サービス部長	2016年 10月	同社取締役 専務執行役員 第一生命ホールディングス(株) 専務執行役員
2009年 4月	同社執行役員 事務企画部長	2017年 4月	(株)第一生命経済研究所 代表取締役社長
2012年 6月	企業年金ビジネスサービス(株) 代表取締役副社長	2018年 6月	(株)ツガミ 社外取締役 (監査等委員)
2014年 4月	第一生命保険(株)常務執行役員	2020年 6月	(株)ツガミ 社外取締役
2015年 3月	当社社外監査役	2023年 3月	当社社外取締役 現在に至る

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割

生命保険会社の経営者としての豊富な経験ならびに財務、会計に関する知見に基づいた高い見識により、当社の経営全般に対し、適切な助言を行っていただいております。同氏には、引き続き当社の経営全般に適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏の当社における社外取締役または監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。当社は同氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、(株)東京証券取引所に届け出ております。

(注) 1. 加藤百合子氏はやさいバス(株)の代表取締役であり、当社と同社との間に土地の使用貸借の取引関係があります。

2. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社と中西勝則、加藤百合子、平野肇、丸野孝一の4氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。4氏の再任がご承認された場合、当社は4氏との間の上記の責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員としての業務に起因する損害賠償請求によって受ける損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 飯田晃司氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

こ すぎ みつ のぶ
小 杉 充 伸

(1961年11月28日生)

新任

所有する当社の株式数

29,317 株

監査役に在任年数

一 年

取締役会への出席状況

8/8回 (100%)

● 略歴並びに当社における地位

1985年 4月	当社入社	2017年 3月	当社取締役 常務執行役員 経営管理部長
2014年 1月	当社執行役員 企画部長 兼 経営企画担当マネジャー	2020年 1月	当社取締役 常務執行役員 総務人事部長
2014年 3月	南富士パイプライン(株) 代表取締役取締役社長	2022年 1月	当社取締役 常務執行役員 経営戦略本部・コーポレートサ ービス本部管掌、社長補佐
2014年 4月	当社執行役員 企画部長	2023年 1月	当社取締役 専務執行役員 社長補佐 経営戦略本部・コー ポレートサービス本部管掌
2016年 1月	当社常務執行役員 企画部長	2024年 1月	当社取締役 顧問 現在に至る
2016年 3月	当社取締役 常務執行役員 企画部長		
2017年 1月	当社取締役 常務執行役員 経営管理部長 兼 事業戦略部長		

● 監査役候補者とした理由等

主に企画関連業務に従事し、2016年3月から取締役を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、それらを当社の監査に活かしていただくため、監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(注)1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員としての業務に起因する損害賠償請求によって受ける損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉取締役、監査役のスキル・マトリックス

当社の経営・事業戦略に照らして策定した取締役、監査役の有するスキル等の組み合わせは下表のとおりです。

	氏名	企業経営	法務・ リスクマネ ジメント	財務・ 会計	人材・ 組織開発	地域経済・ 地域に対 する知見	エネルギー 事業	グローバル 事業	営業・ マーケ ティング
取締役	岸田 裕之	●	●	●		●	●		●
	松本 尚武	●		●		●	●	●	●
	戸野谷 宏	●	●		●	●	●		
	中西 勝則	●	●	●	●	●		●	
	加藤 百合子	●				●			●
	平野 肇		●				●	●	●
	丸野 孝一	●	●	●				●	
監査役	小杉 充伸		●	●	●	●	●		
	谷津 良明		●	●		●			
	小林 英文		●	●				●	
	柴垣 貴弘	●		●					●

※上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

静岡ガス株式会社 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という）が以下のいずれにも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者（※1）またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先（※2）またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 過去3年間に於いて上記1.、2. または3. に掲げる者
5. 次の（A）から（C）までのいずれかに掲げる者で重要な者（※4）の配偶者、二親等以内の親族
 - （A）上記1. から上記4. までに掲げる者
 - （B）当社の子会社の業務執行者
 - （C）過去3年間に於いて前（B）または当社の業務執行者に該当していた者

- ※1：「当社を主要な取引先とする者」とは、当社の事業活動に欠くことができないような商品・役務の提供を行っている相手で、当該取引先との取引で当社が支払う金額が、取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※2：「当社の主要な取引先」とは、当社の事業活動に欠くことができないような商品・役務の提供を行っている相手で、かつ次のいずれかに該当する者をいう。
- ①当該取引先との取引で当社が受け取る金額が、当社の連結売上高の2%を超える者
 - ②当社の当該金融機関からの借入金の総額が当社の連結総資産の2%を超える者
- ※3：過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上
- ※4：取締役（社外取締役を除く）または執行役員等の上級管理職である使用人、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士

以 上

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い経済活動が正常化した一方、エネルギー価格の高騰や円安による物価上昇、海外経済の減速などにより、先行き不透明な状況が続きました。

エネルギー業界におきましては、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みが進む中、業種や地域の垣根を越えた競争が激化するとともに、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化やハマス・イスラエル間の武力衝突など地政学的リスクの影響により、安定供給の重要性が一層高まるなど、当社グループを取り巻く環境は厳しさを増しました。

このような状況のもと、当社グループは、地域の皆さまとともに様々な課題を解決することで、持続可能なくらしやすい地域をつくる「地域共創」の実現を目指し、ガスを中心とした基盤事業の他、くらし・エンジニアリングサービスや再生可能エネルギー、海外事業などの分野に積極的に取り組んでまいりました。

当期における当社グループの連結売上高は、ガス販売量は減少したものの原料費調整制度によるガス販売単価の上方調整などにより、前期に比べ3.2%増の2,140億4百万円となりました。

連結営業利益は、原料価格の変動がガス販売単価に反映されるタイムラグの影響などにより、前期に比べ112.5%増の183億4千万円となり、連結経常利益は同111.4%増の200億6千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同136.1%増の141億7百万円となりました。

以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

●ガス

お客さま数（取付メーター数）は、新築市場および既存市場において新規のお客さまの獲得に努めたことなどから、当期中に441戸増加し、期末現在で361,060戸となりました。

<ご参考>

売上高 (単位: 百万円)

207,325 214,004

第175期 第176期
2022年12月期 2023年12月期

営業利益 (単位: 百万円)

18,340

8,629

第175期 第176期
2022年12月期 2023年12月期

経常利益 (単位: 百万円)

20,064

9,491

第175期 第176期
2022年12月期 2023年12月期

親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位: 百万円)

14,107

5,975

第175期 第176期
2022年12月期 2023年12月期

ガス販売量は、前期に比べ6.8%減の15億5千8百万立方メートルとなりました。用途別では、家庭用は、節約志向の高まりに加え、気温が夏場以降高めに推移し給湯需要が減少したことなどにより、前期に比べ6.6%減の8千6百万立方メートルとなりました。業務用（商業用・公用および医療用）は、空調および給湯需要減少の影響などにより、前期に比べ3.2%減の7千5百万立方メートルとなりました。工業用は、発電向け需要の減少や、お客さま設備の稼働減少の影響などから、前期に比べ10.2%減の7億5千9百万立方メートルとなりました。卸供給は、前期に比べ3.0%減の6億3千8百万立方メートルとなりました。

売上高は、原料費調整制度によるガス販売単価の上方調整などにより、前期に比べ2.4%増の1,776億2千9百万円となりました。

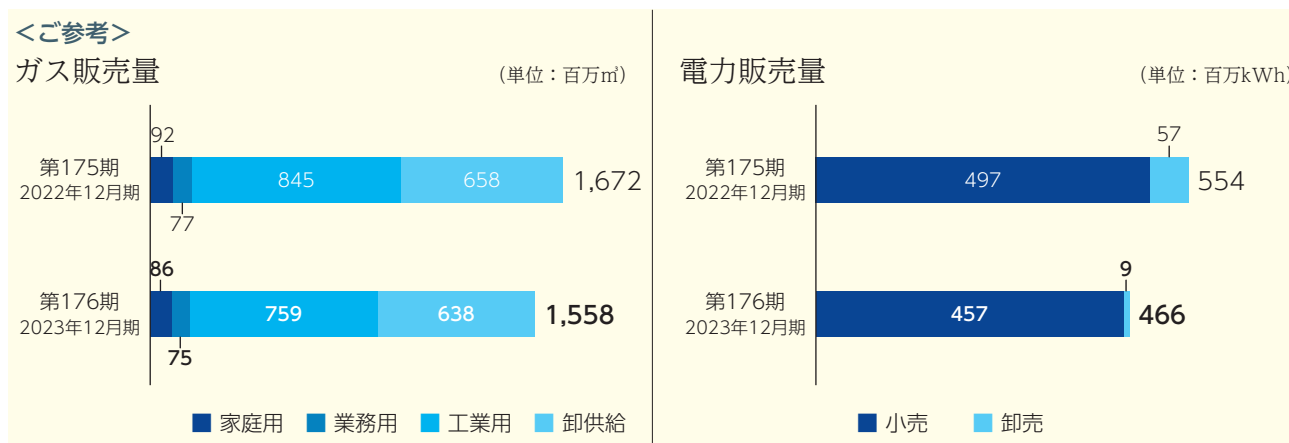
● LPG・その他エネルギー

電力事業において燃料費調整制度による販売単価の上方調整があったものの、LPG事業における販売量の減少などにより、売上高は前期に比べ1.9%減の271億6千8百万円となりました。

● その他

設備工事、受注工事およびガス機器販売などのその他の事業の売上高は、設備工事の売上が増加したことなどにより、前期に比べ27.9%増の203億2千8百万円となりました。

- (注) 1. 各事業の売上高には、事業部門間の内部売上高を含んでおりますが、連結売上高には、これを含んでおりません。
 2. ガス販売量は、1立方メートル当たり45MJ（メガジュール）換算で表示しております。
 3. 消費税等については、税抜方式によっております。



2) 設備投資等の状況

当期は、都市ガスの安定供給のためのガス導管建設工事や再生可能エネルギー発電設備などへの投資を行い、設備投資総額は133億3千万円となりました。

3) 資金調達の状況

当期末の借入金等は、設備資金の一部を社債発行および長期借入金で調達したことにより、前期末に比べ42億1千5百万円増の182億1千8百万円となりました。なお、社債については、当期において無担保社債を50億円発行いたしました。

4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、カーボンニュートラル、デジタル化の進展などが大きな潮流となる中、自由化による電力・ガスの競争激化、災害の激甚化、サステナビリティに対する社会的要請の高まりなど、大きく変化しています。

このような事業環境において、当社グループは、持続可能なくらしやすい地域の実現に向け、「2030年ビジョン」に掲げた地域共創を具現化するため、「都市ガス・LPG事業」、「電力・再エネ事業」、「くらしサービス・エンジニアリングサービス事業」、「海外事業」を軸に、以下の取り組みを進めてまいります。

①基盤事業の継続的成長

基盤事業である都市ガス事業およびLPG事業では、引き続き「安全・安心」を第一に保安の確保、安定供給に努めるとともに、天然ガスの普及拡大、顧客基盤の拡大を進めていきます。保安の確保、安定供給については、製造・供給設備への継続的なレジリエンス投資を進めるとともに、デジタル技術を活用した保安業務の効率化、高度化を図り、地域のレジリエンス向上に貢献してまいります。LNG調達については、都市ガスの需要変動リスク、地政学的要因などに伴うLNG市場の価格高騰リスクが依然として残る中、他社との連携などによりLNG需給バランスの最適化を追求してまいります。また、エネルギーの高度利用、省エネの推進、カーボンニュートラル都市ガスの販売などを通して、お客さまとともに低炭素化やカーボンニュートラル化を推進してまいります。

②新たな成長事業の確立

電力・再エネ事業では、デマンドレスポンスサービスや省エネ診断、環境価値の活用などを通じてお客さまのニーズにお応えしながら、顧客基盤を拡大してまいります。また、ガスエンジン増設工事が完了した富士発電所を活用し、電力の安定供給に加えて、調達コストの低減化、平準化を推進してまいります。再生可能エネルギー電源開発においては、太陽光発電やバイオマス発電を中心に電源開発に

積極的に取り組んでまいります。

くらしサービス事業では、ガス機器・リフォームなどの住宅設備関連事業を確実に伸長させていくとともに、お客さまのライフステージにあわせた商材やサービスの創出、提案を進めてまいります。

エンジニアリングサービス事業では、コージェネレーションやIoTを活用したエネルギーサービスの拡大などにより、省エネ、省CO₂を推進していきます。また、太陽光発電設備のメンテナンスをはじめとした事業領域の拡大にも積極的に取り組んでまいります。

海外事業では、東南アジア・インドなどを中心に、国内で培った技術力やノウハウを活用した天然ガスシフト、エネルギーの高度利用を推進するとともに、それぞれの地域に適した再生可能エネルギーの開発にも取り組んでいきます。また、カーボンクレジットの創出・調達により、グローバルでのCO₂削減にも貢献してまいります。

デジタル分野では、データとデジタル技術などの活用により新たな価値を提供し、地域課題の解決にも挑戦してまいります。

③経営基盤の強化

各事業の持続的な成長に向け、より高度なガバナンス体制やリスク管理体制の確立、DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務高度化・効率化、人材の育成や多様化など、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

グループの成長を支える「人」については、人材育成プログラムの高度化やリスクリテラシー教育の強化などを進め、社員が主体的に成長できる環境を整備することで、基盤事業を担う人材とともに、成長事業やデジタル分野を牽引し新たな価値を創出できる人材の育成に注力していきます。あわせて、社員の積極的なチャレンジを生み出す組織風土改革や人事制度の見直しにも取り組んでまいります。

加えて、資本市場の要請に対応していくため、事業の成長と資本効率の向上を両立するとともに、非財務情報の開示や市場との対話を充実させ、資本市場における当社グループの企業価値を高めていく取り組みを進めてまいります。

また、植林活動をはじめとした地域貢献活動にもグループを挙げて積極的に参加し、取り組んでいく所存です。引き続き、地域の皆さまとともに地域社会の持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

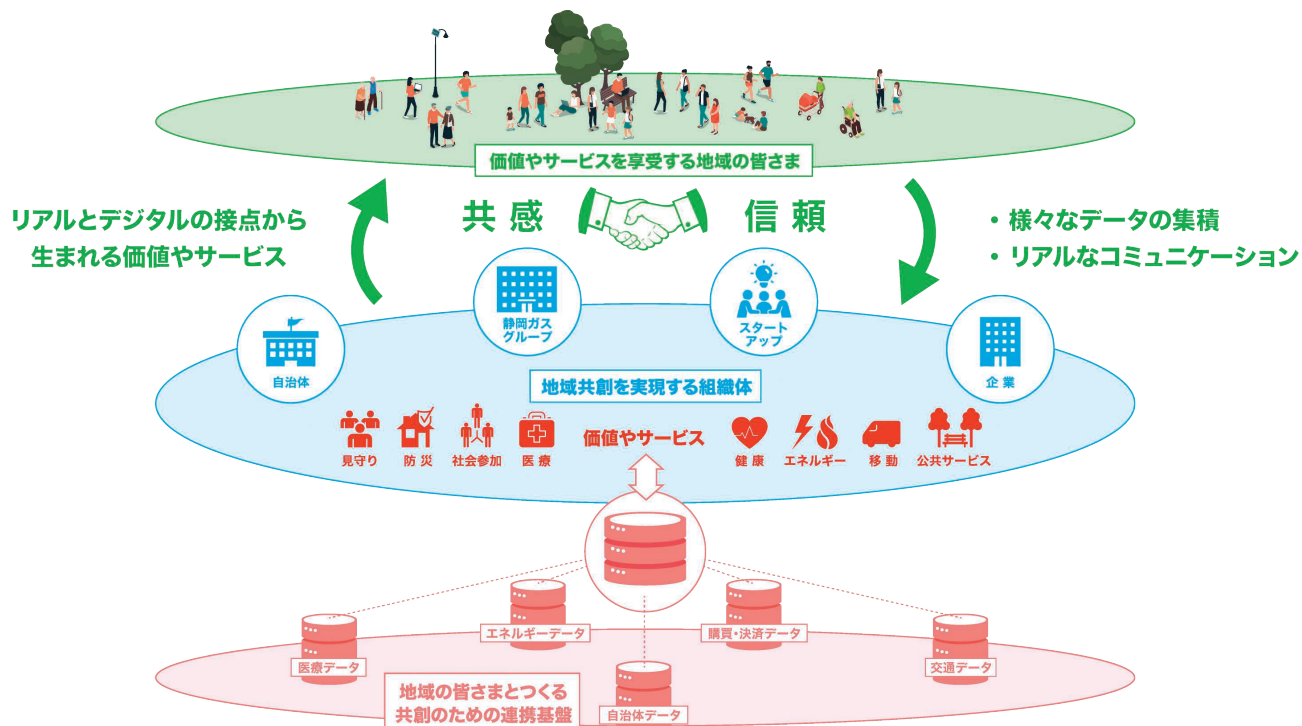
【ご参考】 静岡ガスグループ2030年ビジョンにおける取り組みについて

当社グループは、2021年12月、「静岡ガスグループ2030年ビジョン」を発表いたしました。同ビジョンでは、中長期的な将来を見据え、「地域の皆さまと共につくる新しい価値創造のサイクル」をビジョンの柱と位置づけています。

企業や自治体と連携し、地域の皆さまにもご参加いただきながら、地域課題の解決やQOL（クオリティ・オブ・ライフ）向上に繋がる新たな価値を創造する基盤や仕組みを立ち上げてまいります。

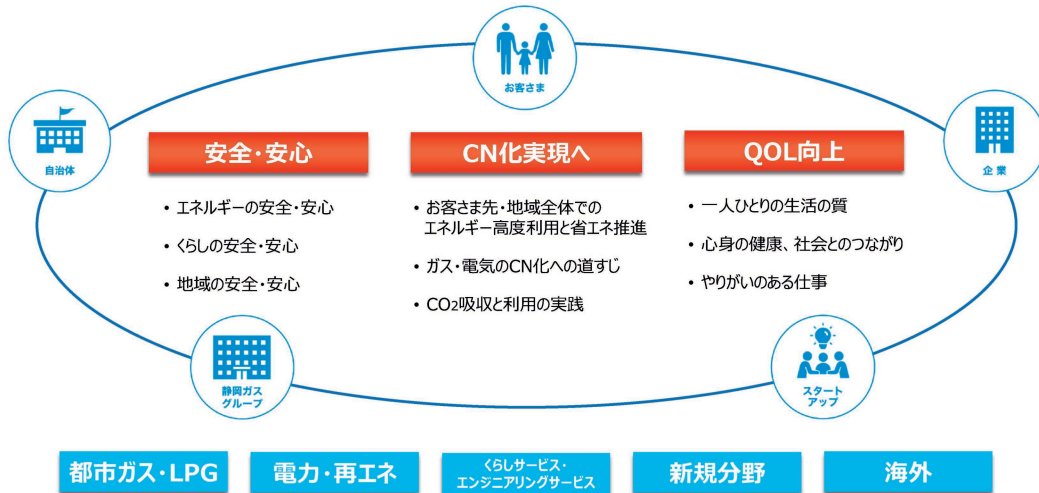
<2030年に目指す姿>

地域の皆さまが必要とする“価値やサービス”を生み出し、地域の声に耳を傾け、生活の質をアップデートしていくサイクルをつくり、地域共創の実現を目指します。



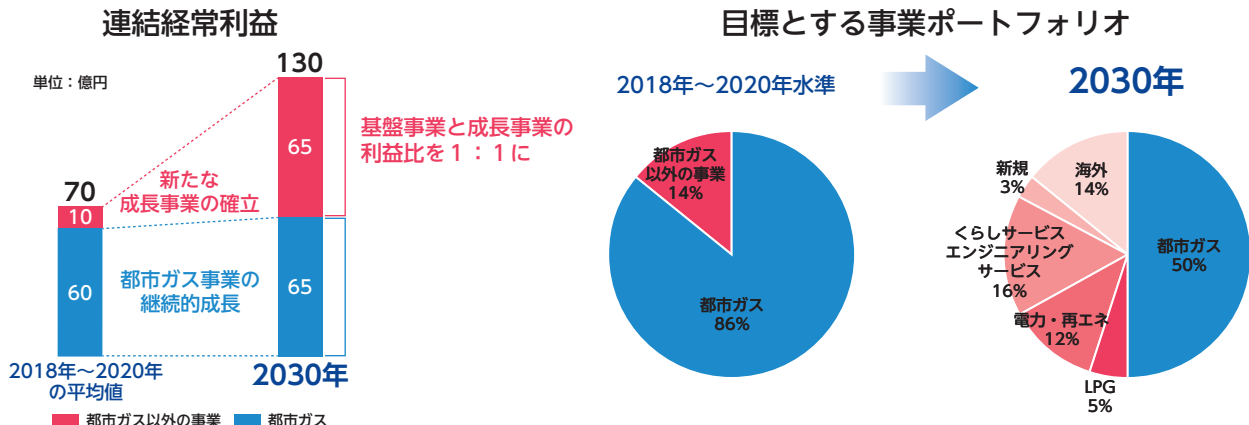
< 3つの視点と5つの具体的取り組み >

地域のステークホルダー（お客さまや企業・自治体）とともに、①安全・安心、②カーボンニュートラル（CN）化の実現、③QOL（クオリティ・オブ・ライフ）向上の3つの視点から価値を提供し、（1）都市ガス・LPG、（2）電力・再エネ、（3）くらしサービス・エンジニアリングサービス、（4）新規分野、（5）海外の5つの分野を中心に事業に取り組むことで、持続可能なくらしやすい地域づくりを目指します。



< 数値目標 >

基盤事業である都市ガス事業の継続的成長を図りつつ、新たな成長事業を確立することで、2030年の連結経常利益130億円、連結経常利益に占める都市ガス事業以外の比率50%を目指していきます。



5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第173期 2020年12月期	第174期 2021年12月期	第175期 2022年12月期	第176期 2023年12月期
売上高 (百万円)	121,320	132,988	207,325	214,004
経常利益 (百万円)	7,391	6,474	9,491	20,064
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,709	4,115	5,975	14,107
1株当たり当期純利益 (円)	50.09	55.55	80.60	190.19
総資産 (百万円)	118,177	123,996	159,497	154,709
純資産 (百万円)	87,673	92,150	99,608	114,421

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第175期の期首から適用しており、第175期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
清水エル・エヌ・ジー株式会社	3,000	65.00	LNG基地の運営およびガスの製造販売
静岡ガス&パワー株式会社	495	100.00	発電、電力の売買
静岡ガスリビング株式会社	400	100.00	警報器の販売およびリフォーム事業
静岡ガスエネルギー株式会社	240	100.00	LPGおよびLPG機器の販売
吉田ガス株式会社	80	70.06	山梨県富士吉田市におけるガス事業

②特定完全子会社の状況

当期末において当社の特定完全子会社はありません。

③企業結合の成果

当期末における当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む26社であります。当期の連結売上高は2,140億4千万円(前期比3.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は141億7百万円(前期比136.1%増)であります。

7) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
ガス	都市ガスの製造・供給・販売、LNGの販売
LPG・その他エネルギー	LPGの販売、電力、オンサイト・エネルギーサービス
その他	ガス工事の施工、ガス機器・警報器の販売、リフォーム事業、車両・事務機器等のリース

8) 主要な事業所（2023年12月31日現在）

①当社

本 社（静岡市駿河区）

支 社

名 称	所在地
静岡支社	静岡市駿河区
富士支社	静岡県富士市

名 称	所在地
東部支社	静岡県沼津市

②主要な子会社

名 称	所在地
清水エル・エヌ・ジー株式会社	静岡市清水区
吉田ガス株式会社	山梨県富士吉田市
中遠ガス株式会社	静岡県掛川市
袋井ガス株式会社	静岡県袋井市
御殿場ガス株式会社	静岡県御殿場市
島田ガス株式会社	静岡県島田市
下田ガス株式会社	静岡県下田市
信州ガス株式会社	長野県飯田市
佐渡ガス株式会社	新潟県佐渡市
静岡ガスエネルギー株式会社	静岡市駿河区
静岡ガス&パワー株式会社	静岡県富士市
静岡ガスリビング株式会社	静岡市駿河区

名 称	所在地
静岡ガス・エンジニアリング株式会社	静岡県富士市
静岡ガスクレジット株式会社	静岡市駿河区
静岡ガスサービス株式会社	静岡市駿河区
静岡ガス・システムソリューション株式会社	静岡市駿河区
静岡ガス保険サービス株式会社	静岡市駿河区
エネリア静岡株式会社	静岡市駿河区
エネリア東部株式会社	静岡県沼津市
株式会社SG・Bang Boパワーホールディング	静岡市駿河区
SHIZUOKA GAS TRADING PTE. LTD.	シンガポール
S&F地域マネジメント合同会社	静岡市駿河区
TSTエナジーインベストメント株式会社	静岡市駿河区

9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,475名	+3名

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	3,117
株式会社静岡銀行	2,537
株式会社日本政策投資銀行	1,229
静岡県信用農業協同組合連合会	1,179
株式会社三菱UFJ銀行	990

2 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

1) 発行可能株式総数

普通株式 240,000,000株

2) 発行済株式の総数

普通株式 74,179,467株（自己株式 2,013,483株を除く）

3) 株主数

8,165名

4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
鈴 与 商 事 株 式 会 社	13,607	18.34
鈴 与 建 設 株 式 会 社	10,609	14.30
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	6,000	8.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,398	4.58
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	2,820	3.80
株 式 会 社 静 岡 銀 行	2,682	3.61
中 部 電 力 株 式 会 社	1,500	2.02
株 式 会 社 TOKAI ホールディングス	1,368	1.84
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託スルガ銀行口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	1,245	1.67
株 式 会 社 清 水 銀 行	1,200	1.61

(注) 1. 当社は、自己株式を2,013,483株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	17,810株	3名

(注) 上記の他、取締役を兼務しない執行役員10名への非金銭報酬として、譲渡制限付株式12,626株を交付しております。

3 会社の新株予約権に関する事項

1) 当事業年度の末日に当社取締役が保有する新株予約権等

発行回次 (発行決議日)	保有者数と新株 予約権の数 (社外取締役を除く)	目的となる株式 の種類および数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	新株予約権の 権利行使期間
第1回新株予約権 (2014年3月27日)	3名 147個	普通株式 14,700株	1個につき 55,500円	1株あたり1円	2014年4月15日から 2044年4月14日まで
第2回新株予約権 (2015年3月25日)	3名 108個	普通株式 10,800株	1個につき 75,900円	1株あたり1円	2015年4月14日から 2045年4月13日まで
第3回新株予約権 (2016年3月23日)	4名 172個	普通株式 17,200株	1個につき 70,300円	1株あたり1円	2016年4月12日から 2046年4月11日まで
第4回新株予約権 (2017年3月22日)	4名 189個	普通株式 18,900株	1個につき 69,600円	1株あたり1円	2017年4月11日から 2047年4月10日まで
第5回新株予約権 (2018年3月23日)	4名 164個	普通株式 16,400株	1個につき 88,900円	1株あたり1円	2018年4月12日から 2048年4月11日まで
第6回新株予約権 (2019年3月20日)	4名 155個	普通株式 15,500株	1個につき 87,700円	1株あたり1円	2019年4月9日から 2049年4月8日まで
第7回新株予約権 (2020年3月25日)	4名 178個	普通株式 17,800株	1個につき 90,600円	1株あたり1円	2020年4月15日から 2050年4月14日まで

2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

- (注) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社または当社の完全子会社のそれぞれの会社において、取締役および執行役員いずれの地位をも喪失した日から10日間に限り、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができます。

4 会社役員に関する事項（2023年12月31日現在）

1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
戸野谷 宏	代表取締役 取締役会長	
岸 田 裕 之	代表取締役 社長執行役員	
小 杉 充 伸	取締役 専務執行役員 (社長補佐 経営戦略本部・コーポレートサービス本部管掌)	
遠 藤 正 和	取締役 (特別顧問)	
野 末 寿 一	取締役	静岡のぞみ法律特許事務所 弁護士 株式会社ミスミグループ本社 社外監査役 レック株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社赤阪鐵工所 社外取締役
中 西 勝 則	取締役	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 代表取締役 取締役会長 静岡鉄道株式会社 社外取締役
加 藤 百合子	取締役	株式会社エムスクエア・ラボ 代表取締役 やさいバス株式会社 代表取締役 株式会社良品計画 社外取締役
平 野 肇	取締役	三菱商事株式会社 顧問
丸 野 孝 一	取締役	
飯 田 晃 司	常勤監査役	
谷 津 良 明	監査役	谷津公認会計士事務所 エレマテック株式会社 社外取締役
小 林 英 文	監査役	共和産業海運株式会社 社外監査役 神島化学工業株式会社 社外監査役
柴 垣 貴 弘	監査役	第一生命ホールディングス株式会社 取締役 (上席常勤監査等委員) 株式会社第一ビルディング 監査役

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

2023年3月23日開催の第175回定時株主総会において、丸野孝一氏は取締役に選任され就任いたしました。

2. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 2023年3月23日開催の第175回定時株主総会において、柴垣貴弘氏は監査役に選任され就任いたしました。

(2) 2023年3月23日開催の第175回定時株主総会終結の時をもって、丸野孝一氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

3. 取締役 野末寿一、中西勝則、加藤百合子、平野 肇、丸野孝一の5氏は、社外取締役であります。

4. 監査役 谷津良明、小林英文、柴垣貴弘の3氏は、社外監査役であります。

5. 取締役 野末寿一、中西勝則、加藤百合子、平野 肇、丸野孝一および監査役 谷津良明、小林英文、柴垣貴弘の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
6. 監査役 谷津良明氏は、会計士としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 小林英文氏は、金融機関の経営者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役 柴垣貴弘氏は、生命保険会社の経営者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年12月31日現在の体制は次のとおりであります。

社長執行役員	岸田 裕之	社長補佐 経営戦略本部・コーポレートサービス本部管掌
専務執行役員	小杉 充伸	導管ネットワーク本部長、安全推進室担当
常務執行役員	村井 陽一	グローバル・エネルギー本部長
常務執行役員	金田 裕孝	コーポレートサービス本部長 兼 人事部長
常務執行役員	杉山 武靖	静岡ガスエネルギー株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	伊藤 晴生	営業本部長 兼 暮らしデザイン部長
常務執行役員	内藤 貴康	経営戦略本部長 兼 デジタルイノベーション部長
常務執行役員	松本 尚武	グローバル・エネルギー本部 基地統轄部長
執行役員	良知 浩	導管ネットワーク本部 副本部長 兼 導管部長
執行役員	内田 充	グローバル・エネルギー本部 副本部長 兼 海外・LNG部長
執行役員	辻 晃	営業本部 副本部長 兼 暮らし開発部長
執行役員	中田 喜雅	

2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 野末寿一、中西勝則、加藤百合子、平野肇、丸野孝一および監査役 谷津良明、小林英文、柴垣貴弘の各氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する額であります。

3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（当社取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者）、退任役員、海外子会社役員および海外法人への当社派遣役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険により、被保険者が負担することになる、役員としての業務に起因する損害賠償請求によって受ける損害を補填することとしています。

当社は、上記の保険契約において、被保険者の犯罪行為や法理に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は補填対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 役員の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、その責務や役位に相応しい水準とし、短期および中長期にわたり企業価値の最大化を図るインセンティブとして有効に機能するものとする。報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成するものとし、社外取締役については基本報酬のみの構成とする。

イ. 基本報酬

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、責務などを勘案して決定する。

ウ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、短期の業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標を反映した現金報酬とし、中期経営計画における単年度の連結経常利益および各部門業績目標の達成度等に依りて算出される額とする。業績連動報酬は月例の報酬とし、上記にて算出された額を翌年度の月例報酬として月割りで支払うものとする。

エ. 株式報酬

株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとする。

オ. 基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合

個人別の基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の報酬割合は、上位の役位ほど業績連動報酬と譲渡制限付株式報酬を合わせたインセンティブ報酬のウェイトが高まる構成とすることを基本に、役位、責務に応じて総合的に勘案し、指名・報酬委員会で審議の上、代表取締役が決定する。

カ. 報酬の内容についての決定

個人別の報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会にて審議するものとし、当該審議の結果を尊重しつつ取締役会において決議する。譲渡制限付株式報酬は、役位ごとに定められた報酬基礎額に基づき、取締役会において個人別の割当株式数を決議する。

監査役の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 監査役報酬

監査役報酬額は、その責務に相応しい水準とし、基本報酬のみで構成するものとし、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会において決定する。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役	188	137	30	19	9
(うち社外取締役)	30	30	—	—	5
監査役	34	34	—	—	5
(うち社外監査役)	18	18	—	—	4
合計	223	172	30	19	14
(うち社外役員)	48	48	—	—	9

- (注) 1. 業績連動報酬は、中期経営計画における単年度の連結経常利益および各部門業績目標の達成度等に応じて算出される額としております。なお、上記報酬額の業績連動報酬の指標となる2022年度の連結経常利益目標は71億4千9百万円であり、実績は94億9千1百万円であります。
2. 株式報酬は、譲渡制限付株式報酬であり、交付状況は、「2-5」当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第159回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しており、当時の員数は9名（うち、社外取締役2名）であります。この報酬限度額には2021年3月26日開催の第173回定時株主総会で決議した譲渡制限付株式報酬額を含んでおります。譲渡制限付株式報酬については、2021年3月26日開催の第173回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、前記報酬限度額の範囲内で、年額60,000千円、株式数150,000株を上限として支給することを決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1999年3月30日開催の第151回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議させていただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 上表の報酬額その他、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬額は660千円であります。

5) 社外役員に関する事項

①社外取締役 野末寿一氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と静岡のぞみ法律特許事務所、株式会社ミスミグループ本社、レック株式会社、株式会社赤阪鐵工所との間に特別の関係はありません。なお、当社と野末寿一氏は、顧問弁護士契約を締結しております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に対し、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、当社の役員候補者の選定において、客観的・中立的立場での監督機能を担っております。

②社外取締役 中西勝則氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と株式会社しずおかフィナンシャルグループ、静岡鉄道株式会社との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対し、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、当社の役員候補者の選定において、客観的・中立的立場での監督機能を担っております。

③社外取締役 加藤百合子氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社とやさいバス株式会社との間に土地の使用貸借の取引関係があります。株式会社エムスクエア・ラボ、株式会社良品計画との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、農業支援ビジネスの経営者として培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対し、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

④社外取締役 平野 肇氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と三菱商事株式会社との間に原料LNGの取引関係があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、大手商社で培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営全般に対し、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

⑤社外取締役 丸野孝一氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回のうち、監査役として1回、取締役就任後に取締役として7回全てに、監査役会は退任までに開催された2回全てに出席し、生命保険会社の経営者として培われた豊富な経験と財務および会計に関する知見に基づいた高い見識から、当社の経営全般に対し、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度の委員就任後に開催された委員会3回全てに出席し、当社の役員候補者の選定において、客観的・中立的立場での監督機能を担っております。

⑥ 社外監査役 谷津良明氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と谷津公認会計士事務所、エレマテック株式会社との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全て、監査役会10回全てに出席し、主に会計士としての専門的見地から、適切な発言を行っております。

⑦ 社外監査役 小林英文氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と共和産業海運株式会社、神島化学工業株式会社との間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会8回全て、監査役会10回全てに出席し、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と財務および会計に関する知見に加え、国際金融分野における経験と高い見識から、適切な発言を行っております。

⑧ 社外監査役 柴垣貴弘氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と第一生命ホールディングス株式会社、株式会社第一ビルディングとの間に特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

第175回定時株主総会で選任され就任した後に開催された取締役会7回全て、監査役会8回全てに出席し、生命保険会社の経営者として培われた豊富な経験と財務および会計に関する知見に基づき、適切な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

47,900千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64,625千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分けしておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の妥当性や適切性、会計監査の職務執行状況を確認し、監査時間および報酬単価等の算出根拠、算出内容を精査した結果、当該報酬は適切、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、託送収支計算書等にかかる合意された手続実施業務等を委託しております。

5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるSHIZUOKA GAS TRADING PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しており、その内容は次のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会は、法令、定款および取締役会規程等に基づき、経営上の重要事項について決定を行う。
- イ. 取締役は、取締役会規程に則り、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
- ウ. 監査役は、法令および監査役会規程に定める監査方針、監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査する。
- エ. 取締役を含む役職員が法令、定款および倫理等を遵守するための行動基準を制定するとともに、コンプライアンスに関する相談窓口を設置する。
- オ. 代表取締役社長執行役員または代表取締役社長執行役員が指名するものを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスを推進し、その活動状況を取締役会に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）およびその他の重要な情報を、文書取扱規程に従い保存し、取締役および監査役が、必要な書類を随時入手できるように管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 執行役員は、それぞれの業務に関連して発生する会社経営に及ぼす重要なリスクを管理する体制を整備する。
- イ. 代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、会社経営に影響を及ぼす可能性のある業務上のリスクをグループ横断で統括する。
- ウ. 取締役執行役員は、重要なリスク管理の状況を取締役会に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会で承認された中期および単年度の連結経営計画に基づき業務を遂行するとともに、経営計画の進捗状況を取締役会に報告し、必要に応じて計画達成に向けた方策や計画の見直し等について審議する。
- イ. 取締役会規程に基づき重要案件を取締役会に付議するとともに、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ウ. 執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務執行の効率化を図るとともに、機動的で質の高い業務執行体制を構築する。
- エ. 組織規程に定められた業務分掌・職務権限・決裁手続等に従い、執行役員および各組織内の責任者等が担当業務について適時・的確に意思決定する。
- オ. 執行役員等をメンバーとする経営会議を定時開催し、重要な業務執行の審議を行う。

- ⑤**使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
- ア. コンプライアンス規程に基づき当社のコンプライアンスの推進を図る。
 - イ. コンプライアンスに関する相談窓口を設置し、コンプライアンスに関する潜在的なリスクを収集し、社内における自浄能力の強化を図る。
 - ウ. コンプライアンス委員会は、役職員への教育・啓蒙を行い、コンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥**当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ア. 子会社への取締役の派遣および関係会社管理規程に基づき、子会社の全般的な経営管理を行う。
 - イ. 当社常勤役員、執行役員および子会社の経営責任者をメンバーとする会議を開催し、子会社の経営状況を確認し、子会社および当社グループの経営課題やリスクを適正に管理する。
 - ウ. 当社の内部監査部門は子会社の監査を行う。
 - エ. 監査役および会計監査人は重要な子会社を中心に子会社の監査を行う。
 - オ. 当社のコンプライアンス委員会は、子会社を含めたグループ全体のコンプライアンスの推進を図る。
- ⑦**監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**
- 監査役は、内部監査部門や執行部門の役職員と連携し、各部門の業務執行状況の確認およびその他監査役が必要と認める事項について補助を求めることができる。補助を求められた役職員は、当該補助の業務に関し監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑧**取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ア. 監査役は、取締役会等の社内の重要な会議に出席し、重要な決定や報告を確認する。
 - イ. 監査役は、会議報告書等その他の重要な書類を随時閲覧することができ、稟議書は、全て常勤監査役に回覧する。
 - ウ. 内部監査部門は、内部監査報告書を監査役に回覧するとともに、監査役の求めに応じて、監査役への状況報告や意見交換等を行い、監査役との密接な連携を保つ。
 - エ. 取締役は、職務の遂行に関して重大な不正行為、法令・定款に違反する行為または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役会に報告する。
 - オ. 監査役は、いつでも必要に応じ、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
 - カ. 監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない体制を整備する。
- ⑨**その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ア. 監査役の半数以上は社外監査役とし、監査の透明性を担保する。
 - イ. 監査役会は、代表取締役社長執行役員、会計監査人それぞれと定期的に意見交換を行う。
 - ウ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩反社会的勢力を排除するための体制

- ア. 当社は、地域社会への貢献を理念とする企業として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たず、また、反社会的勢力および団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針とする。また、本方針を静岡ガスグループ行動基準に規定し、全従業員に周知・徹底を図る。
- イ. 本社に対応統括部署、また、本社および各支社に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力および団体からの不当要求に対応する体制を構築する。
- ウ. 対応統括部署および不当要求防止責任者は、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携関係を構築し、定期的な情報の収集・管理を行うとともに、収集した情報は関係部門へ周知し、社内における情報の共有化および注意喚起を行う。

⑪財務報告の適正性を確保するための体制

- ア. 「財務報告に係る内部統制システム管理規程」を定め、当該規程に基づき財務報告に係る内部統制システムを適切に整備・運用し、適正な評価を行う。
- イ. 代表取締役社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役に報告する。

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、具体的には以下の取り組み等を行っております。

- ア. コンプライアンスの推進を図るべく、コンプライアンス委員会を設置し、原則年に2回開催しております。当該委員会では、当社グループのコンプライアンス推進に関する方針の決定を行っており、必要な情報を当社取締役会に報告しております。また、社外の相談窓口を含むコンプライアンス相談窓口を設置し、潜在的なリスクの収集に努めております。
- イ. 執行役員等をメンバーとする経営会議、経営会議メンバーに部長等の管理職や都市ガス子会社を除くグループ会社の代表取締役社長を加えたグループ事業推進会議、経営会議メンバーと都市ガス事業を営む関係会社の代表取締役社長等をメンバーとするエネルギー小売関係会社会議等をそれぞれ定期的に開催し、経営課題の把握と対応方針、解決策の検討を行うとともに、情報の共有化を図っております。
- ウ. 内部監査部門として、代表取締役社長執行役員直属の組織として監査室を設置し、当社および連結子会社の業務について監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役社長執行役員および常勤監査役に報告し、必要に応じて当該部門の責任者に対し、改善指示や提案等の措置を取るとともに、改善状況を確認するためにフォロー監査を実施しております。
- エ. 監査役会は、代表取締役社長執行役員および会計監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換を行っております。また、会計監査人は代表取締役社長執行役員と定期的に意見交換を行っております。
- オ. 内部統制の推進担当は、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、原則年に2回開催する内部統制委員会において、内部統制の整備・運用と適正な評価を行い、財務報告の信頼性の確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

科目	当期	科目	当期
資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
固定資産	87,967	固定負債	21,342
有形固定資産	61,795	社債	5,000
製造設備	5,892	長期借入金	12,233
供給設備	34,485	繰延税金負債	1,526
業務設備	5,507	退職給付に係る負債	2,280
その他の設備	13,654	資産除去債務	109
建設仮勘定	2,256	その他固定負債	191
無形固定資産	2,769	流動負債	18,945
投資その他の資産	23,402	1年以内に期限到来の固定負債	984
投資有価証券	16,661	買掛金	3,268
長期貸付金	2,673	短期借入金	95
繰延税金資産	634	未払金	4,794
その他投資	3,509	未払法人税等	5,093
貸倒引当金	△76	賞与引当金	566
流動資産	66,741	その他流動負債	4,142
現金及び預金	35,621	負債合計	40,287
受取手形、売掛金及び契約資産	17,237		
商品及び製品	692	純資産の部	
原材料及び貯蔵品	10,376	株主資本	100,544
未収入金	1,075	資本金	6,279
その他流動資産	1,776	資本剰余金	5,028
貸倒引当金	△38	利益剰余金	90,260
資産合計	154,709	自己株式	△1,023
		その他の包括利益累計額	6,814
		その他有価証券評価差額金	5,944
		繰延ヘッジ損益	45
		為替換算調整勘定	178
		退職給付に係る調整累計額	646
		新株予約権	85
		非支配株主持分	6,976
		純資産合計	114,421
		負債純資産合計	154,709

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

科目		当期	科目		当期
費用			収益		
		百万円			百万円
売上原価		166,436	売上高		214,004
(売上総利益)		(47,567)			
供給販売費及び一般管理費		29,227			
(営業利益)		(18,340)			
営業外費用		436	営業外収益		2,160
支払利息		154	受取利息		75
持分法による投資損失		172	受取配当金		483
雑支出		108	為替差益		147
			匿名組合投資利益		1,104
(経常利益)		(20,064)	雑収入		349
(税金等調整前当期純利益)		(20,064)			
法人税、住民税及び事業税		5,244			
法人税等調整額		30			
(当期純利益)		(14,790)			
非支配株主に帰属する当期純利益		682			
親会社株主に帰属する当期純利益		14,107			
合計		216,165	合計		216,165

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,279	5,004	77,599	△1,038	87,844
当期変動額					
剰余金の配当			△1,446		△1,446
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,107		14,107
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		4			4
譲渡制限付株式報酬		18		15	34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	23	12,660	15	12,699
当期末残高	6,279	5,028	90,260	△1,023	100,544

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,371	118	81	431	5,002	85	6,674	99,608
当期変動額								
剰余金の配当								△1,446
親会社株主に帰属する 当期純利益								14,107
自己株式の取得								△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								4
譲渡制限付株式報酬								34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,573	△73	96	214	1,811	-	301	2,113
当期変動額合計	1,573	△73	96	214	1,811	-	301	14,812
当期末残高	5,944	45	178	646	6,814	85	6,976	114,421

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数 26社

(ロ) 主要な連結子会社の名称

清水エル・エヌ・ジー(株)、静岡ガスエネルギー(株)、静岡ガスリビング(株)、静岡ガス&パワー(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法を適用した関連会社数 6社

(ロ) 主要な持分法を適用した関連会社の名称

静岡パイプライン(株)、Eastern Power and Electric Company Limited

(ハ) 持分法を適用しない関連会社の名称

南富士パイプライン(株)

南遠州パイプライン(株)

(二) 持分法を適用しない理由

上記会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)SG・Bang Boパワーホールディングの決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日で仮決算を実施しております。

(4) 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

その他有価証券で市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、袖師基地の構築物及び一部の連結子会社の資産については、定額法によっております。また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

製造設備 10～15年

供給設備 13～22年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ニ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 都市ガス販売収益に係る収益認識の基準

売上高に含まれる都市ガス販売収益は、ガス事業会計規則に基づき、毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により計上しております。

② 電力販売収益及びLPG販売収益に係る収益認識の基準

売上高に含まれる電力販売収益及びLPG販売収益は、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度、履行義務が充足されることから顧客に引き渡した時点で収益を計上しております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

売上高に含まれる完成工事高、売上原価に含まれる完成工事原価は、履行義務の充足につれて、一定の期間にわたり計上する方法によっております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、原価比例法によっております。取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間が短い工事については、完全に履行義務を充足した時点において認識しております。

(ホ) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

i ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ii ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債権債務
コモディティスワップ	原料購入及び原料販売取引
金利スワップ	借入金利息

iii ヘッジ方針

リスクに関する内部規程に基づき、為替変動リスク、原料価格変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

iv ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

〔LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い〕（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法 金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

ヘッジ取引の種類 キャッシュ・フローを固定するものです。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

iii 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	ガス	LPG・ その他 エネルギー	計		
ガス	164,030	—	164,030	—	164,030
LPG	—	11,033	11,033	—	11,033
電力	—	12,558	12,558	—	12,558
くらしサービス	—	—	—	8,717	8,717
エンジニアリング	—	—	—	2,346	2,346
その他	—	919	919	—	919
顧客との契約から生じる収益	164,030	24,510	188,540	11,063	199,603
その他の収益	11,162	2,098	13,260	1,141	14,402
外部顧客への売上高	175,191	26,608	201,799	12,204	214,004

(注) 1. 「ガス」は、「ガス事業会計規則」が適用される連結子会社において、毎月の検針による使用量の計量に基づく収益を含んでおります。

2. 「報告セグメント」における「その他の収益」はガス・電気価格激変緩和対策事業費補助金によるものです。また、「その他セグメント」における「その他の収益」はリースに係る収益等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項 (二) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(イ) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	24,181
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	15,550
契約資産（期首残高）	1,559
契約資産（期末残高）	1,616
契約負債（期首残高）	522
契約負債（期末残高）	688

契約資産は、主に電力及びLPG販売において合理的に見積りした決算月の検針日から決算日までの収益にかかる未請求売掛金です。契約資産は、次月の検針に基づく請求時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主にガス工事・器具販売契約において顧客から受け取った前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は142百万円であります。

(ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は569百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	419
1年超2年以内	40
2年超3年以内	27
3年超4年以内	23
4年超5年以内	18
5年超	39
合計	569

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産（連結貸借対照表計上額）	61,795百万円
無形固定資産（連結貸借対照表計上額）	2,769百万円

② その他の情報

i 算出方法

当社グループは、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、当該資産または資産グループから得られる将来キャッシュ・フローに基づき、減損の認識の要否の判定を実施しております。なお、当連結会計年度において、減損損失の計上はございません。

ii 主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、販売量や原材料費等について、過去の実績や今後の市場環境等を踏まえて、見積りを行っております。

iii 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識の要否の判定は慎重に検討しておりますが、市場環境の変化及び会社の経営状況により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(2) 退職給付に係る負債の算定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る負債	2,280百万円
-----------	----------

② その他の情報

i 算出方法

従業員の退職給付に充てるため、当社及び一部の連結子会社は、総合設立型の企業年金基金制度及び確定給付企業年金制度を採用しております。

退職給付に係る負債の計上基準は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載のとおりです。

ii 主要な仮定

見積りの算定には、主に数理計算で設定される退職給付債務の割引率、年金資産の長期期待運用収益率に基づいております。

割引率は、従業員の平均残存勤務期間に対応する期間の安全性の高い長期債利回りを参考に決定し、また、長期期待運用収益率は、過去の運用実績及び将来見通し等を基礎として設定しております。

iii 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引率及び長期期待運用収益率は、将来の経済状況の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた割引率及び長期期待運用収益率が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の計算書類において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用に影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

LNG調達契約に基づく費用の支払いについて

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた急激な需要の減少に対応するために、LNG調達契約に基づき、その契約数量の一部引き取りを後年に後ろ倒ししており、当該対応にかかる費用24百万米ドルの支払いを2021年12月期に行いました。

これによる当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

なお、当該支払額は、後年に当該数量分の引き取りを行う際にその代金へ充当し、将来の仕入を減額することができますが、当連結会計年度末における需要想定とLNG調達契約の状況から、その引取時期は現時点において未確定であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(イ) 担保に供している資産の内容及び金額

製造設備	686百万円
供給設備	26,163
業務設備	967
その他の設備	42
計	27,859

(ロ) 担保に係る債務の内容及び金額

長期借入金	351百万円
1年以内に期限到来の固定負債	81
計	432

上記のほか、長期借入金1,229百万円に対して抵当権設定予約契約を締結しております

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 274,246百万円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

静岡パイプライン(株) 1,859百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 76,192千株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(イ) 2023年3月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	704百万円
1株当たり配当額	9.5円
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年3月24日

(ロ) 2023年8月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	741百万円
1株当たり配当額	10.0円
基準日	2023年6月30日
効力発生日	2023年9月1日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年3月27日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,112百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	15.0円
基準日	2023年12月31日
効力発生日	2024年3月28日

(4) 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	111,300株
------	----------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達は社債の発行及び銀行等の金融機関から設備投資資金を借入しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループ各社ごとの与信管理方針に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引については、為替変動リスク、原料価格変動リスク及び金利変動リスクを軽減するため、為替予約取引、コモディティスワップ取引及び金利スワップ取引を実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、関連会社株式（連結貸借対照表計上額2,838百万円）及び非上場株式等（連結貸借対照表計上額959百万円）は市場価格がないため「①投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
①投資有価証券	12,863	12,863	－
②長期貸付金	2,673	2,713	40
③受取手形、売掛金及び契約資産	17,237	17,237	－
資産計	32,773	32,814	40
①長期借入金（※1）	13,218	13,326	107
②社債	5,000	4,757	(242)
③短期借入金	95	95	－
④買掛金	3,268	3,268	－
負債計	21,582	21,447	(134)
デリバティブ取引（※2）	60	60	－

（※1）1年以内に返済予定のものを含んでおります。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

① 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた

現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③ 受取手形、売掛金及び契約資産

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

① 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

② 社債

社債の時価は、元利金の合計額を社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③ 短期借入金及び④買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているものの時価については、取引先金融機関等から提示された価格等によっております。ただし、為替予約取引の振当処理によるものはヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は当該債権債務の時価に含めております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,447円28銭
(2) 1株当たり当期純利益	190円19銭

10. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

科目	当期	科目	当期
資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
固定資産	72,614	固定負債	17,896
有形固定資産	36,866	社債	5,000
製造設備	1,100	長期借入金	9,715
供給設備	29,622	繰延税金負債	845
業務設備	4,771	退職給付引当金	2,287
附帯事業設備	1,090	その他固定負債	47
建設仮勘定	281	流動負債	45,135
無形固定資産	578	1年以内に期限到来の固定負債	524
借地権	505	買掛金	216
その他無形固定資産	72	未払金	2,571
投資その他の資産	35,168	未払費用	1,663
投資有価証券	11,869	未払法人税等	3,549
関係会社投資	7,264	前受金	237
社内長期貸付金	10	預り金	89
関係会社長期貸付金	15,004	関係会社買掛金	13,162
出資金	0	関係会社短期借入金	19,519
長期前払費用	3	関係会社短期債務	2,043
その他投資	1,036	賞与引当金	334
貸倒引当金	△20	その他流動負債	262
流動資産	68,116	附帯事業流動負債	960
現金及び預金	33,460	負債合計	63,031
受取手形	13	純資産の部	
売掛金	10,760	株主資本	72,296
関係会社売掛金	347	資本金	6,279
未収入金	251	資本剰余金	4,289
製品	92	資本準備金	4,098
貯蔵品	370	その他資本剰余金	190
前払費用	125	利益剰余金	62,751
関係会社短期債権	675	利益準備金	801
その他流動資産	184	その他利益剰余金	61,950
附帯事業未収入金	20,562	固定資産圧縮積立金	879
附帯事業流動資産	1,286	別途積立金	48,288
貸倒引当金	△15	繰越利益剰余金	12,781
資産合計	140,731	自己株式	△1,023
		評価・換算差額等	5,316
		その他有価証券評価差額金	5,350
		繰延ヘッジ損益	△33
		新株予約権	85
		純資産合計	77,699
		負債純資産合計	140,731

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

科目		当期	科目		当期
費用			収益		
		百万円			百万円
売上原価	134,047		ガス事業売上高	167,976	
期首たな卸高	126		ガス売上	166,738	
当期製品製造原価	1,029		事業者間精算収益	1,238	
当期製品仕入高	133,765				
当期製品自家使用高	782				
期末たな卸高	92				
(売上総利益)	(33,929)				
供給販売費	17,133				
一般管理費	4,105				
(事業利益)	(12,690)				
営業雑費用	3,775		営業雑収益	3,737	
受注工事費用	1,166		受注工事収益	1,086	
その他営業雑費用	2,608		その他営業雑収益	2,651	
附帯事業費用	5,259		附帯事業収益	5,461	
(営業利益)	(12,855)				
営業外費用	165		営業外収益	2,913	
支払利息	82		受取利息	96	
社債利息	39		有価証券利息	4	
社債発行費	19		受取配当金	299	
雑支出	23		関係会社受取配当金	1,932	
			為替差益	84	
			雑収入	495	
(経常利益)	(15,603)				
(税引前当期純利益)	(15,603)				
法人税等	3,904				
法人税等調整額	△312				
当期純利益	12,011				
合計	180,089		合計	180,089	

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	6,279	4,098	171	4,270	801	931	45,588
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△25	
税率変更による積立金の調整額				—		△26	
別途積立金の積立				—			2,700
剰余金の配当				—			
当期純利益				—			
自己株式の取得				—			
譲渡制限付株式報酬			18	18			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	18	18	—	△51	2,700
当期末残高	6,279	4,098	190	4,289	801	879	48,288

	株主資本				評価・換算差額等				純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株 予約権	
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	4,864	52,186	△1,039	61,696	3,921	—	3,921	85	65,704
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩	25	—		—					—
税率変更による積立金の調整額	26	—		—					—
別途積立金の積立	△2,700	—		—					—
剰余金の配当	△1,446	△1,446		△1,446					△1,446
当期純利益	12,011	12,011		12,011					12,011
自己株式の取得		—	△0	△0					△0
譲渡制限付株式報酬		—	15	34					34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					1,428	△33	1,395	—	1,395
当期変動額合計	7,917	10,565	15	10,599	1,428	△33	1,395	—	11,994
当期末残高	12,781	62,751	△1,023	72,296	5,350	△33	5,316	85	77,699

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

その他有価証券で市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によっております。

(ロ) デリバティブ

時価法によっております。

(ハ) 棚卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、袖師基地の構築物、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

製造設備	10～15年
供給設備	13～22年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生年度において費用処理しております。

数理計算上の差異は、10年による定額法により翌期から費用処理しております。

(ハ) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

都市ガス販売収益に係る収益認識の基準

売上高に含まれる都市ガス販売収益は、ガス事業会計規則に基づき、毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする検針日基準により計上しております。

(5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(イ) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

コモディティスワップ

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務

原料購入及び原料販売取引

③ ヘッジ方針

リスクに関する内部規程に基づき、為替変動リスク及び原料価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(ロ) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

連結注記表「3. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しているため注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「3. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
 - 有形固定資産（貸借対照表計上額） 36,866百万円
 - 無形固定資産（貸借対照表計上額） 578百万円

② その他の情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。なお、当事業年度において、減損損失の計上はございません。

(2) 退職給付債務の算定

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
 - 退職給付引当金 2,287百万円

② その他の情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 追加情報

LNG調達契約に基づく費用の支払いについて

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた急激な需要の減少に対応するために、LNG調達契約に基づき、その契約数量の一部引き取りを後年に後ろ倒ししており、当該対応にかかる費用24百万米ドルの支払いを2021年12月期に行いました。

これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

なお、当該支払額は、後年に当該数量分の引き取りを行う際にその代金へ充当し、将来の仕入を減額することができますが、当事業年度末における需要想定とLNG調達契約の状況から、その引取時期は現時点において未確定であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

製造設備	679百万円
供給設備	25,661
業務設備	937
附帯事業設備	42
関係会社投資	570
計	27,891

なお、上記資産に対応する債務はありません。

上記のほか、長期借入金1,229百万円に対して抵当権設定予約契約を締結しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 191,806百万円

無形固定資産の減価償却累計額 170百万円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

静岡パイプライン(株)	1,859百万円
TSTエナジーインベストメント(株)	301百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	8,358百万円
営業費用	10,971百万円
営業取引以外の取引高	2,762百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式数

普通株式	2,013,483株
------	------------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	退職給付引当金
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	清水エル・エヌ・ジー(株)	静岡県静岡市清水区	3,000	ガスの製造及び販売	(所有) 直接 65.0	ガスの購入 及び 役員の兼任等	LNGの有償譲渡等	152,420	附属事業未収入金等	20,747
							製品ガスの購入等	158,048	関係会社買掛金等	13,373
子会社	静岡ガス&パワー(株)	静岡県富士市	495	発電及び電力売買	(所有) 直接 100.00	ガスの販売 電力の購入 及び 役員の兼任等	資金の貸付	9,468	関係会社長期貸付金	11,964
							資金の回収	879	-	-
							利息の受取	23	-	-
関連会社	静岡パイプライン(株)	静岡県静岡市駿河区	499	ガス導管事業	(所有) 直接 50.00	天然ガスの輸送 及び 役員の兼任等	資金の回収	780	関係会社長期貸付金	2,220
							利息の受取	48	関係会社短期債権	3
							債務保証	1,859	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 清水エル・エヌ・ジー(株)との取引金額は資金決済額によるものです。
- 静岡パイプライン(株)に対する債務保証は、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	中西勝則	-	-	当社取締役(株)しずおかフィナンシャルグループ代表取締役会長	なし	同社子会社の静岡銀行は主要借入先	資金の借入	120	長期借入金	2,019
							利息の支払	14	未払費用	3

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,046円29銭
- 1株当たり当期純利益 161円94銭

12. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月7日

静岡ガス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西川 福之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、静岡ガス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、静岡ガス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月7日

静岡ガス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西川 福之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、静岡ガス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第176期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第176期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月7日

静岡ガス株式会社	監査役会
常勤監査役	飯田晃司 ㊞
社外監査役	谷津良明 ㊞
社外監査役	小林英文 ㊞
社外監査役	柴垣貴弘 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

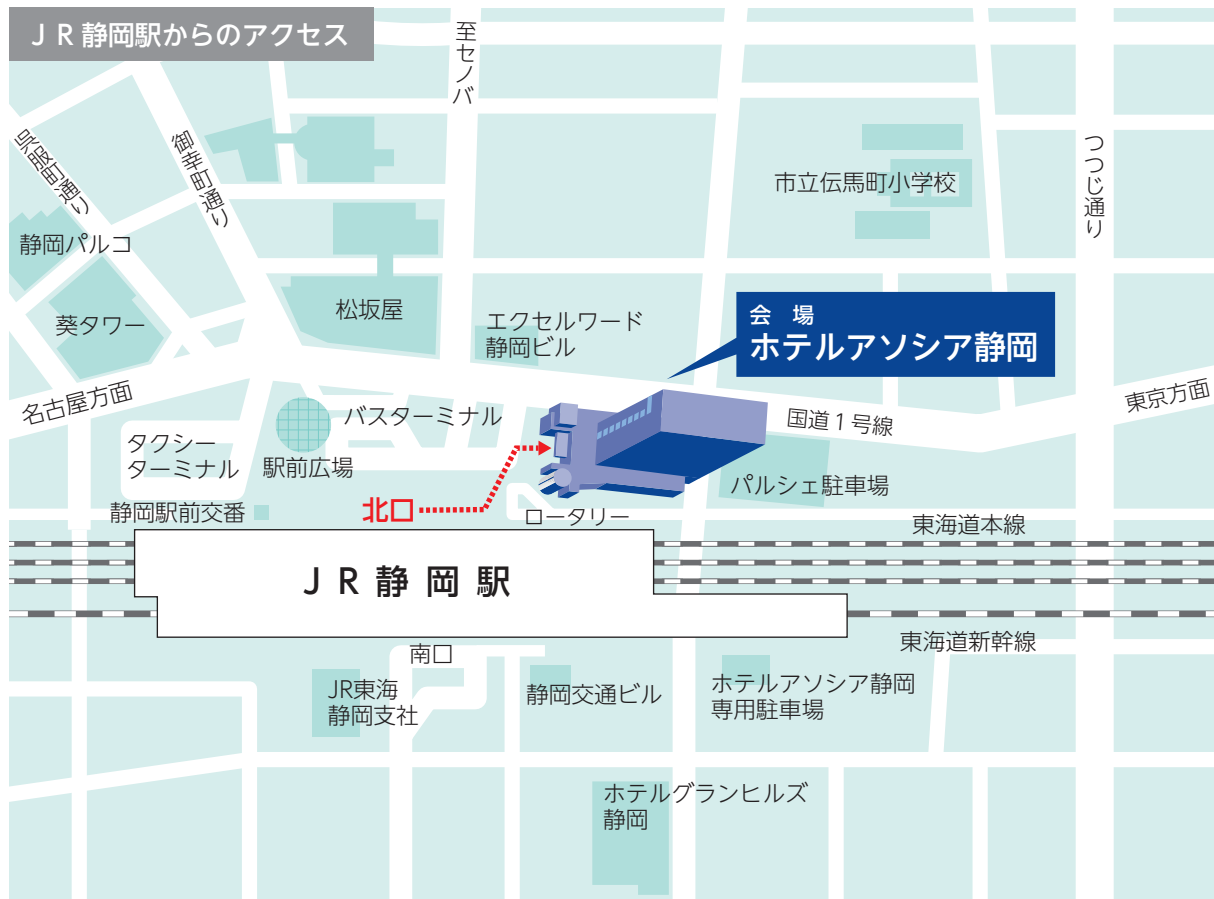
会場

ホテルアソシア静岡 3階「駿府の間」

静岡市葵区黒金町56番地 電話：054-254-4141

交通

JR静岡駅北口出て、右手すぐ（徒歩約1分）



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

